

- (10)本建物及び当施設内に動物を持ち込み又は飼育する行為。但し、運営管理者の許可を得た盲導犬、聴導犬若しくは介助犬は除く。
- (11)本建物及び当施設の通路や階段、廊下、外壁等、指定された場所以外に無断で看板、ポスター等の広告物を貼ること。
- (12)当施設内にて無断で物販等の営業活動、宗教活動又は政治活動を行うこと。
- (13)本建物及び当施設内で火気等を使用すること又は火気等を持ち込むこと。
- (14)本建物及び当施設内において、法令等に違反する行為を行うこと
- (15)当施設の全部又は一部の利用権を第三者に譲渡又は転貸すること。
- (16)当施設の増改築、改造、模様替え等を行うこと。また、施設を破損する恐れのある行為
- (17)特定の団体や個人を誹謗中傷する行為、及びこれらに該当する内容の撮影
- (18)公序良俗に反する行為、その他運営管理者が不適切と判断する行為を行うこと

第6条 協力義務

- (1)乙は、当施設を利用した場合、利用後に利用したスペースの清掃を行う。また、利用スペースや備品を汚損破損した場合は、利用時間内に甲に申告の上、弁償しなければならない。申告せず次の利用者に損害を発生させた場合は、弁償に加え、申告するまでに発生した全利用者の損害を負担しなければならない。
- (2)甲は管理上必要な場合、乙の許可なく乙が利用中であっても立ち入ることができる。

第7条 自己責任の原則

乙は、当施設を利用した際に発生したいかなる事件・事故に対してその行為と結果(けが等)について一切の責任を負う。

第8条 備品の管理

乙は備品を保管する場合、事前に甲に相談し、甲の許可が必要。但し、当該備品の紛失、汚損破損に関しては乙が一切の責任を負う。また、乙が持ち込んだ備品の紛失、汚損破損に関しては甲は一切の責任を負わない。

第9条 甲による契約破棄

甲は、乙が次の各号の一つに該当したときは、催告を要することなく本契約を破棄することができる。また、支払い済みの利用料の返金は行わない。

- (1)本利用規則又は諸規定に定める利用料その他の費用を約定どおり支払わなかったとき
- (2)本契約の各条項に違反したとき、もしくは甲からの注意勧告に従わないとき
- (3)虚偽の内容にて本契約を締結していることが判明したとき
- (4)乙及び乙が関係する第三者が暴力団もしくは企業舎弟、右翼それに類する者であること、もしくは親密な関係があると判明したとき

第10条 不可抗力による契約の終了

天変地異その他甲及び乙の責めに帰さない事由により、本建物及び当施設の全部又は一部が滅失、損壊し、本サービスの提供が不可能又は著しく困難となった場合には、当施設契約及び付随契約は当然に終了とする。この場合、運営管理者及び会員はこれにより被った損害を、相手方に対し請求できないものとする。

第11条 免責事項及び承諾事項

甲は、次の各項の事由により乙が被った損害について、その責任を負わない。

- (1)地震、水害、火災、停電、暴徒又は盗難等によって生じた損害
- (2)甲の責に帰すことのできない事由によって生じたITインフラ等通信設備機器その他諸設備機器の損壊、故障又はシステム上のトラブルによる損害

- (3) 第三者によって被った損害
- (4) 当施設及び設置設備等の保守点検・修繕等に伴い生じた損害
- (5) 第5条第10号但書に基づき乙が持ち込んだ盲導犬、聴導犬若しくは介助犬の行動により生じた、怪我、所有物の汚損、破損等の損害
- (6) その他甲の故意・過失なく本サービスの運営上発生した損害

第12条 反社会的勢力の排除

- ① 乙は、甲に対し、次の各号の事項を表明し保証するものとする。
 - (1) 自ら、自らの役員・使用人・従業員等、親会社、子会社又は関連会社(以下、総称して「対象者」とする。)が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若又はこれらに準ずる者又はその構成員(以下、総称して「反社会的勢力」とする。)のいずれにも該当しないこと
 - (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと
- ② 前項のほか、乙は、対象者が直接・間接を問わず次の各項に定める行為を行わないこと及び今後行う予定がないことを表明し保証する。
 - (1) 当施設を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供する行為
 - (2) 自ら又は第三者を利用した、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞又は法的な責任を超えた不当な要求等の行為
 - (3) 甲に対する業務妨害にあたる行為
 - (4) 反社会的勢力から名目の如何を問わず、資本 資金の導入及び関係を構築する行為
 - (5) 反社会的勢力に対して名目の如何を問わず、資金提供をする行為
 - (6) 反社会的勢力が会員の事業に関与する行為
- ③ 甲は、乙が、前2項に違反していると合理的に判断したときは、何らの催告その他何らの手続きを要することなく、甲と乙間の全ての契約を解除することができ、乙はこれに対し何ら異議を申し立てないものとする
- ④ 甲は前項により乙が損害を被ったとしても、これを一切賠償する義務を負わない
- ⑤ 第3項により当施設契約が破棄された場合、乙は甲が被った損害を賠償する責任を負う

第13条 守秘義務

- ① 甲及び乙は、当施設契約及び付随契約に伴う、折衝経緯、契約条件その他契約内容の個人情報(個人情報保護法第2条に定める個人情報を指す。以下同じ。)について、第三者に対し、互いに公にしない義務(以下「本守秘義務」といいます。)を負う。但し、次の各項に該当する場合は除く。
 - (1) 法令規則等により、政府機関、証券取引所その他公的機関に対して情報を開示することが要求される場合
 - (2) 本建物の管理、運営上必要な限りにおいて情報を開示しなければならない場合
- ② 甲は、乙から開示を受けた個人情報を、株式会社LULLプライバシーポリシー(<https://lull-inc.co.jp/privacy-policy/>)に従って、厳重に管理する義務を負う
- ③ 本守秘義務は、当施設契約終了後も継続するものとする

第14条 準拠法及び合意管轄裁判所

本利用規則、諸規定及び付随契約は日本法に準拠し、当施設契約又は付随契約に関連して甲と乙との間で紛争が生じたときは、訴額に応じて東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第15条 協議事項

本利用規則に定めのない事項については、民法、その他の関係法規に従い、甲及び乙は互いに誠意を持って協議するものとする。

以上

<当施設の表示>

施設名称	LULL TECH BEACH(ラルテックビーチ)
施設所在地	東京都渋谷区渋谷3-10-13 TOKYU REIT 渋谷ビル B1
運営管理者	株式会社LULL
運営管理者所在地	東京都渋谷区渋谷3-10-13 TOKYU REIT 渋谷ビル B1
運営管理者連絡先	03-4400-9902

<利用料金表(税込)> ※表記料金は1時間単位の料金

利用スペース	6:00~9:00	9:00~22:00	22:00~翌6:00
フロア全体貸切(控室込)	29,700円/時	39,600円/時	49,500円/時*
Meeting room(~4名用)	-	3,300円/時	-
Meeting room(~6名用)	-	5,500円/時	-
Meeting room/STUDIO(~10名用)	-	8,800円/時	-
セミナールーム(~26名用)	-	13,200円/時	-

※22:00~翌6:00にてフロア全体利用をする場合は、別途深夜基本料7,000円を頂戴いたします。

※最低利用時間:【フロア全体貸切】3時間 / 【Meeting room】1時間

<キャンセル料>

【フロア全体貸切】

~1ヵ月前	0%
~2週間前	50%
~当日	100%

【Meeting room/STUDIO/セミナールーム】

~30分前	0%
30分前~	100%

<乙責任者> ※2名まで登録可能

氏名	
緊急連絡先電話番号	
E-mail	

氏名	
緊急連絡先電話番号	
E-mail	

<利用目的・利用時間> ※利用時間は1時間単位での契約

利用形態	ムービー撮影 ・ スチール撮影 ・ イベント開催
内容	
利用日①	年 月 日 曜日
利用時間	: ~ : (計 時間)
利用日②	年 月 日 曜日
利用時間	: ~ : (計 時間)
利用日③	年 月 日 曜日
利用時間	: ~ : (計 時間)

上記利用規則を遵守することを誓約の上、当施設の利用申込みを致します。

西暦 年 月 日

住所 東京都渋谷区渋谷3-10-13 TOKYU REIT 渋谷ビル B1
(甲) 株式会社LULL 代表取締役 仁藤敬介 印
電話番号 03-4400-9902

住所
(乙) 印
電話番号